名　称　大阪新島埋立区域Y灯標
位　置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約四・四キロメートル）
北　緯　三四―三七―〇一
東　経　一三五―二〇―三六
廃止年月日　平成二十一年十月三日

名　称　大阪新島埋立区域Z灯標
位　置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約四・三キロメートル）
北　緯　三四―三七―〇八
東　経　一三五―二〇―三三
廃止年月日　平成二十一年十月三日

名　称　大阪新島埋立区域B灯標
位　置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約四・〇キロメートル）
北　緯　三四―三七―一二
東　経　一三五―二〇―三六
廃止年月日　平成二十一年十月五日

名　称　大阪新島埋立区域C灯標
位　置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約三・七キロメートル）
北　緯　三四―三七―三〇
東　経　一三五―二〇―四三
廃止年月日　平成二十一年十月五日

○海上保安庁告示第三百二十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　臼谷港西防波堤灯台
位　置
所在地　北海道留萌郡小平町（臼谷港西防波堤外端）
北　緯　四三―五九―五八
東　経　一四一―三八―五八
変更した事項
光　度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十月五日

名　称　戸田灯台
位　置
所在地　静岡県沼津市（御浜埼）
北　緯　三四―五八―三二
東　経　一三八―四五―五〇
変更した事項
光　度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十一年十月五日

○海上保安庁告示第三百二十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　南緯六八度四五分東経三八度三〇分の地点、南緯六八度四五分東経三九度四二分の地点、南緯六九度三〇分東経三九度四二分の地点、南緯六九度三〇分東経三八度三〇分の地点、南緯六八度四五分東経三八度三〇分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内（陸部を除く）

ロ　期間　平成二十一年十一月二十九日から平成二十二年三月十七日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形の調査

四　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○東北地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二七から宮城県黒川郡富谷町富谷字源内一一番一まで	前	B	二三・五〇～二八〇・〇〇メートル	一〇・三五キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	二三・五〇～二八〇・〇〇メートル	一四・四〇〇キロメートル	
		B・C	二三・五〇～三七五・〇〇メートル	一一・七五〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

九州地方整備局長　岡本　博

一　(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　五十七号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊後大野市朝地町市万田字滝ノ上一八七一番四から同市朝地町市万田字滝ノ上一八七七番一まで	前	一二・八〇～二八・八〇メートル	一四・〇〇キロメートル
	後	一二・九〇～二五・二〇メートル	一二・一六三キロメートル

二　(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　二百二十号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市福山町福山字二間瀬三八五〇番二から同市福山町福山字田尻三九九三番一まで	前	八・二〇～三三・四〇メートル	一〇・四七三キロメートル
	後	一二・八〇～三三・四〇メートル	一〇・四七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十五号	武雄市山内町大字宮野字蕪山二四七一九番二から同市山内町大字宮野字蕪山二四六八二番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
五十七号	豊後大野市朝地町市万田字滝ノ上一八七七番一地内	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月十七日